

当初→変更

工事執行機関 21005

入札(見積)執行調書
入札(契約)結果書

年災		事項		契約	令和7年7月28日
工事番号	25-21005-0002	工 事 名	旧会津保健福祉事務所解体工事	着工	令和7年7月28日
入札執行年月日	令和7年7月10日	発注種別	03 建築工事	完成	令和8年3月24日
審 議 番 号	公所		本庁		
路線・河川名	旧会津保健福祉事務所		予定価格		134,970,000
工事箇所 自	会津若松市追手町 地内		最低制限価格		
至			調査基準価格		124,172,400
工 事 概 要	RC+S造2階建て 延1001.51㎡ アスベスト除去 砕石敷き 火災報知設備移設		(予定価格に占める 法定福利費概算額)		-

業 者 コ ー ド 業 者 名	落 札 者 の 住 所		
	入 札 額 及 び 再 入 札 額		落札額 (契約額)
100000133 滝谷建設工業 (株)	(1) 116,500,000 (3)	(2) (4)	
100002437 (株) 東北入谷まちづくり建設	(1) 113,200,000 (3)	(2) (4)	
100002439 田中建設工業 (株)	会津若松市南町3-9 (1) 113,000,000 (3)	(2) (4)	124,300,000
100003713 (株) ヤスタ創建	(1) 95,500,000 (3)	(2) (4)	
100020031 国分木材工業 (株)	(1) 114,300,000 (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

※JV該当なしの場合

入札公告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第246条第1項の規定により公告する。

令和7年5月29日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

区分	■ 新規	□ 再度公告 □ 改めて公告(設計、条件等の見直しあり) 前回公告 なし
工事番号	25-21005-0002	
工事名	旧会津保健福祉事務所解体工事	
工事箇所	会津若松市追手町 地内 (旧会津保健福祉事務所)	
工事概要	旧会津保健福祉事務所解体 RC+S造 2階建て 延べ面積 1,001.51 m ² 事務所解体(附属棟含む)、アスベスト除去、碎石敷き、火災報知設備移設	
完成期限	工期 240日間	
予定価格	契約締結後に公表する。	
項目	該当の有無	該当する場合の内容説明
起工時期	該当	・ 該当の場合、令和7年4月1日以降に起工した工事である。 ・ 該当なしの場合、令和7年3月31日までに起工した工事である。
最低制限価格	該当なし	・ 施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する工事。契約締結後に公表する。
総合評価方式	簡易型	・ 価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である。 ・ 落札候補者の決定方法及び総合評価の方法については、入札説明書による。なお、当該入札では評価基準価格を設定する。
低入札価格調査	該当	・ 施行令第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度適用工事。調査基準価格は、契約締結後に公表する。 ・ 調査基準価格を下回った入札を行った場合は、評価値が最も高い者であっても必ずしも落札者とはならない場合がある。また、低入札価格調査に協力すること。
施工体制事前提出方式	該当なし	・ 福島県施工体制事前提出方式の適用工事 ・ 施工体制事前提出方式における失格基準、調査内容及び様式等については、入札説明書による。
電子入札	該当なし	・ 電子入札の参加には、下記アドレスより事前登録が必要 ・ 電子入札システム(アドレス) http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-98.html
電子閲覧	該当	電子閲覧システム(アドレス) http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-96.html
現場代理人の常駐義務の緩和	該当	落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。
専任特例2号の監理技術者の配置	該当	建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「専任特例2号の監理技術者」という。)の配置を行うことができる工事である。専任特例2号の監理技術者の配置を行う場合の要件は、入札説明書による。

※JV該当なしの場合

再資源化等		該当	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
混合入札	復興JV以外	該当なし	単体企業又は特定建設工事共同企業体での参加を認める混合入札
	復興JV	該当なし	単体企業又は福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱附則第3項で規定する別に定めるものについて(平成23年12月28日付け23財第1971号通知(令和2年1月6日一部改正))における特定建設工事共同企業体の参加を認める混合入札である。
資本関係又は人的関係		該当	資本関係又は人的関係にある企業同士が同一入札へ参加することは認めない。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

発注種別	建築工事	・開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されていること。
格付等級	A	
許可業種	建築工事業	・建設業法(昭和24年法律第100号)の左の欄に表示した業種の許可を受けていること。
地域要件	県内	・県内とは、福島県内に本店を有する者であること。 ・隣接3管内とは、会津若松建設事務所管内、県中建設事務所管内(郡山市内に限る。)、喜多方建設事務所管内又は南会津建設事務所管内に本店又は支店・営業所[※]を有する者であること。 ・管内とは、会津若松建設事務所管内に本店又は支店・営業所[※]を有する者であること。 ※ 支店・営業所とは、県内に本店を有する者(県内業者)の支店・営業所であって開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。
技術者の工事経験	必要なし	・左の欄に表示した工事経験(配置技術者としての経験)がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。(ただし、請負金額が4,500万円未満(建築一式工事の場合は9,000万円未満)になる場合又は建設業法第26条第3項ただし書きに該当する場合は、専任を要しない。) ・工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請(JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員である場合に限る。なお、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る(発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。)。ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。

※JV該当なしの場合

	・ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
企業の工事实績	・ 左の欄に表示した有資格者を配置できる者であること。なお、配置する者は、監理技術者又は主任技術者と同一人でなくてもよい。また、工事経験は問わない。
特別管理産業廃棄物管理責任者資格を有する者	・ 特別管理産業廃棄物管理責任者資格を有する者は、元請と直接の雇用関係にあるものであること。
企業の工事規模実績	元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績(JVの場合は、出資比率に相当する額とする。)があること。
必要なし	ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。
JR近接工事	該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。
該当なし	なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者(在来線)資格認定証」を有する者をいう。

3 入札参加手続等

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。(電子入札対象工事にあつては、電子入札システムにより開札を行うため、入札参加者は当該システムにより入札参加の受付をすること。)

また、設計図書等の質問受付方法、入札書等の提出、落札候補者の公表及び入札結果の公表については、入札説明書による。

なお、設計図書等の閲覧、入札執行などの期間や場所は次に示すとおりとする。

項目	期間又は期日	場所等
設計図書等の閲覧等	令和7年5月29日(木)～ 令和7年6月16日(月)	電子閲覧システム
設計図書等の質問	令和7年5月29日(木)～ 令和7年6月5日(木)	福島市杉妻町2番16号 福島県保健福祉部保健福祉総務課 電話番号 024-521-7220 電子メール hofukusoumu@pref.fukushima.lg.jp ※設計図書等の質問における電子メールの件名及びファイル名は、「【設計図書等の質問書】工事番号下4桁(会社名)」として提出すること。 ※質問の送付は、原則、電子メールによることとしますが、ファクシミリ送信を希望する場合は、上記電話番号まで連絡すること。
質問の回答予定	令和7年6月11日(水)	福島県保健福祉部ホームページ 入札書等の提出前に、必ず本ホームページにて、質問回答の有無を確認すること。
入札参加受付	該当なし	・ 電子入札の場合に限る。 ・ 電子入札システムへの入力による。
入札書等の提出	【郵便入札の場合(電子入札対象工事でない場合)】 郵便局差出期限日 令和7年6月16日(月)	【郵便入札の場合(電子入札対象工事でない場合)】 入札書のあて先は「福島県」と記載し、提出部数は1部とする。

※ J V 該当なしの場合

	配達日指定期日 令和 7 年 6 月 2 0 日 (金)	郵便番号 9 6 0 - 8 6 7 0 福島市杉妻町 2 番 1 6 号 福島県保健福祉部保健福祉総務課
開札	令和 7 年 7 月 1 0 日 (木) 午後 2 時 0 0 分	開札は公開とする。 福島市杉妻町 2 番 1 6 号 福島県庁本庁舎 4 階 4 1 5 会議室
落札者の決定 予定日	令和 7 年 7 月 1 8 日 (金)	

※ 電子閲覧システムの利用時間は、午前 8 時から午後 1 0 時まで(福島県の休日を定める条例(平成元年福島県条例第 7 号)第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く。以下同じ。)です。

4 入札参加資格要件の審査に関する事項

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

なお、落札候補者の入札参加資格要件の審査、落札者の決定及び入札参加不適格の通知については、入札説明書による。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札の無効

2 の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得等において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先 福島県保健福祉部保健福祉総務課

電話番号 0 2 4 - 5 2 1 - 7 2 2 0

電子メール hofukusoumu@pref.fukushima.lg.jp

※ファクシミリによる問い合わせを希望する場合は、上記電話番号に連絡すること。

(参 考) 提出する書類一覧表(郵便入札の場合、入札書と一緒に提出する書類一覧表)

提出書類	郵便入札の場合		電子入札対象工事の場合	
	外封筒	中封筒	入札参加受付時	入札書等提出時
技術提案書	○		該当なし	
入札書		○		
見積内訳書		○		
見積内訳総括表(低入札 価格調査事務処理要領様 式第 6 号)		○		
工事費内訳書(福島県施 工体制事前提出方式試行 要領様式 1 号)(様式 1 号)を記録した C D - R (追記型コンパクトディ スク。以下同じ。)。C D - R には工事番号及び会		—		

※ J V該当なしの場合

社名を記載すること。			
下請工種内訳書（福島県 施工体制事前提出方式試 行要領様式2号）		—	

※ 封筒の外または中に入れる書類を間違えると無効になります。また、入札書で押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札は無効になります。

※ 電子入札における留意点

（注1）入札参加受付時に、システムの仕様上、添付資料の提出が必須となりますので、総合評価方式の適用工事でない場合（技術提案書の提出がない場合）は任意のファイル（内容は問いません。）を資料として添付してください。

（注2）添付するファイル（任意のファイルを添付する場合を除く。）を間違えた場合、入札を無効とすることがありますので注意してください。

（注3）総合評価方式（標準型）の場合、様式第9号（その1～その2）及び様式第10号の提出時期は、競争参加資格確認の翌日までになります。

（注4）総合評価方式の適用工事であって、標準型以外の場合は、入札参加受付時に技術提案書を提出済みでも、システムには提出ボタンが表示されます。これは、システムの仕様により一律表示されるものであり、実際の提出状況は反映していません。

留意事項

条件付一般競争入札において、郵送方法の誤りにより無効となった事例が発生しております。

郵送の際は、**一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行ってください。**

また、外封筒を開封する際、誤って中封筒まで開封してしまうのを防ぐため、**中封筒は外封筒よりも小さいものを使用してください。**

※JV該当なしの場合

〈参考〉外封筒及び中封筒の貼り付け用紙

(キリトリ線にそって切り取り、外封筒と中封筒の表面に貼り付けてください)

※ 有資格者コードは、福島県のホームページの福島県建設工事等請負有資格業者名簿のページ（福島県ホームページ:組織でさがす＞入札監理課＞工事等入札参加資格の申請＞名簿 又は「福島県 入札 名簿」で検索）に掲載している開札日が属する年度の工事等請負有資格業者名簿で確認し、記載してください。

キリトリ線

〒960-8670		入札書等在中
福島県福島市杉妻町2番16号		
福島県保健福祉部保健福祉総務課 行き		
開 札 日	令和7年7月10日	
工 事 名	旧会津保健福祉事務所解体工事	
工事番号	25-21005-0002	
工事箇所	会津若松市追手町 地内	
商 号 又 は 名 称		
有 資 格 者 コード※		
担 当 者 名		
連絡先（電話番号）		
連絡先（電子メール）		
郵便局窓口差出期限日 令和7年6月16日		
配 達 指 定 期 日 令和7年6月20日		

キリトリ線

キリトリ線

〒960-8670		入札書等在中
福島県福島市杉妻町2番16号		
福島県保健福祉部保健福祉総務課 行き		
開 札 日	令和7年7月10日	
工 事 名	旧会津保健福祉事務所解体工事	
工事番号	25-21005-0002	
工事箇所	会津若松市追手町 地内	
商 号 又 は 名 称		
有 資 格 者 コード※		
担 当 者 名		
連絡先（電話番号）		
連絡先（電子メール）		
郵便局窓口差出期限日 令和7年6月16日		
配 達 指 定 期 日 令和7年6月20日		

キリトリ線

綜合評價方式評價結果

工黨執行權者

※落札者以外の加算点は、技術提案書の記載内容のみによる評価であり、資料等により確認したものではない。

※無効の場合は、各点数欄を空白とし、加算点を計(a)+(b)欄に「無し」と記載する。

※地域密着型の場合、ボランティア活動及び選択項目については、工事箇所と同一の土木事務所管内の本店及び準本店のみ評価対象。

※契約締結後の公表時には予定価格を記入して公表すること。

※「技術者経験年数」は、重畳して加算しないこと。先に記載の項目の得点がない場合、後の項目が評価対象となる。

※「技術者確保数」及び「技能士」、「資格保有年数」、「経歴熟練員」、「災害出動実績」は、「災害発生時又は補修工事の場合は①～④から2項目を選択し、それ以外の場合は⑤～⑧から2項目を選択する。」

※「選取項目」については、一般土木工事又は舗装工事の場合は①～③が2項目を選択する。 ※本様式における入力参加者とは、技術提案書等を提出した者とします。

様式第2号附表(第13条関係)

施工計画の適切性に対する評価結果

(簡易型・標準型)

工事執行権者 保健福祉総務課長

工事種別 建築工事

工事番号	25-21005-0002	工事名	旧会津保健福祉事務所解体工事
路線・河川名	旧会津保健福祉事務所	工事箇所	会津若松市追手町 地内
		工事概要	旧会津保健福祉事務所の解体工事

入札参加者	施工計画の適切性		配点100点(総合評価方式における加算点配点10点)					総合評価方式における 加算点
	様式第9号(その1) 工事の工程表		様式第9号(その2) 各種管理計画、環境配慮、施工上の工夫					
	項目	配点	70					
			1 工程管理計画	2 品質管理計画及び出来形管理計画	3 安全管理計画	4 環境配慮	5 施工上の工夫(環境配慮を除く)	
国分木材工業株式会社	0	0	0	0	0	0	0	0
田中建設工業株式会社	25	10	5	15	10	10	10	75
株式会社東北入谷まちづくり建設	15	5	0	10	10	10	0	40
滝谷建設工業株式会社	25	15	5	15	10	10	10	80
株式会社ヤスタ創建	5	0	5	5	5	5	5	25
—								
—								
—								
—								
—								
—								
—								

※ 施工計画の適切性が不適である場合、不適となった項目の点数欄、合計欄及び総合評価方式における加算点欄に「不適」と記載し、他の項目の点数欄には「*」と記載する。

